

和歌山県公共工事等電子入札運用基準

（趣旨）

- 1 この運用基準は、和歌山県が発注する建設工事及び測量・設計コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）を和歌山県が設置する和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式及びその他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の発受信により行う入札（以下「電子入札」という。）における取扱いについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、和歌山県財務規則（昭和 63 年和歌山県規則第 28 号。以下「財務規則」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

（１） 電子入札システム

案件の登録から落札決定までの入札に関する事務手続きについて、電子計算機及びインターネットを利用して業務処理を行うシステムをいう。

（２） 入札執行者

和歌山県行政組織規則（昭和 63 年和歌山県規則第 19 号）及び和歌山県教育庁組織規則（平成 15 年教育委員会規則第 14 号）に規定する課（室）並びに財務規則第 2 条に規定するかい（警察本部に属するものを除く。）のうち工事等を執行する課（営繕工事等については公共建築課とする。）の長又はかい長をいう。

（３） 電子入札システムによる提出

電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が発信する電磁的記録が、電子入札システムに記録されることをいう。

（４） 電子入札システムによる発行

入札執行者が入札参加者に対して発信する電磁的記録が、電子入札システムに記録されることをいう。

（５） 電子入札システムによる受領

入札執行者又は入札参加者が、その使用に係る電子計算機により電子入札システムに記録された電磁的記録を確認することをいう。

（６） ＩＣカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号。以下「法」という。）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用 ＩＣカードのことをいう。

(7) 電子くじ

入札参加者が入札書を電子入札システムにより提出した時刻及び入札執行者が開札を行った時刻を用いた演算式により、電子入札システムを利用してくじ順位を決定する仕組みをいう。

(8) 紙入札

電子入札システムによらず紙媒体による入札書を使用して行う入札をいう。

(9) 電子署名

法第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(10) 電子証明書

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項に規定する電子証明書をいう。

(電子入札システムの利用可能時間)

- 3 入札参加者が電子入札システムを利用可能な時間は、午前9時から午後5時30分までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び電子入札システムのメンテナンス等に要する時間を除く。）とする。

(利用者登録)

- 4-1 入札参加者は、電子入札システムに参加するために必要な入札参加者の情報（以下「利用者情報」という。）を登録（以下「利用者登録」という。）しなければならない。
- 4-2 電子入札システムの利用者登録をした者は、登録内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(入札書提出期間)

- 5 電子入札システムによる入札書の提出可能期間（以下「提出期間」という。）は、開札日の前日（その日が休日であるときは、その前日以前においてその日に最も近い休日でない日。以下同じ。）から起算して3日前（休日を含まない。）の午前9時から開札日の前日の午後5時30分までのうち第3項に定める電子入札システム利用可能時間とする。

(入札)

- 6-1 入札参加者は、提出期間内に、電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額より消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入力のうえ入札書を電子入札システムにより提出しなければならない。
- 6-2 前項の場合において、入札参加者は、入札書記載金額の工事費内訳書又は業務費内

訳書（以下「内訳書」という。）を提出する必要がある場合は、入札書に内訳書を添付のうえ電子入札システムにより提出しなければならない。

6-3 入札参加者は、入札書の必要事項すべてを記入しなければならない。

6-4 電子入札システムにより提出した入札書、内訳書、添付書類の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

6-5 入札参加者が次の各号に起因する障害により電子入札ができない旨、入札執行者に申告した場合においては、入札執行者は障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。この場合において、入札執行者が短時間での復旧は不可能であると判断したときは、入札執行者は、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更を行うことができる。

（１）天災

（２）広域的又は地域的な停電

（３）インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害

（４）その他入札参加者に責めがない障害

6-6 入札執行者は、入札書受付締切予定日時以後、入札締切通知書を電子入札システムにより発行するものとする。

6-7 前項の場合において、入札参加者は、入札締切通知書を入札参加者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。

6-8 入札締切予定日時を過ぎて入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合においては、入札執行者は、当該入札参加者が入札を辞退したと見なすことができる。

（内訳書）

7-1 入札参加者が内訳書を提出する必要がある場合にその作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれかとする。この場合においては、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこととする。

（１）Microsoft Word（Microsoft 365により読み込み可能なバージョンで作成したもの。）

（２）Microsoft Excel（Microsoft 365により読み込み可能なバージョンで作成したもの。）

（３）PDF ファイル（Adobe Acrobat Readerにより読み込み可能なバージョンで作成したもの。）

（４）その他入札執行者が特に認めたファイル形式

7-2 ファイル圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。

7-3 7-1 または 7-2 によらず提出された内訳書は提出がないものとみなす。

7-4 入札参加者は、内訳書の容量が３メガバイトを超える場合は、その旨を入札執行者に申告し、入札執行者の指示に従うものとする。

7-5 前項の場合において、入札参加者は、内訳書添付に代え入札書に添付できない理由を記載したファイルを入札書に添付するものとする。

7-6 入札参加者から電子入札システムにより提出された内訳書へのコンピューターウイルス感染（以下「ウイルス感染」という。）が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

（添付資料）

8-1 入札参加者が入札担当者連絡票や技術提案等の添付資料（以下「添付資料」という。）の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかとする。この場合においては、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。

（1）Microsoft Word（Microsoft 365 により読み込み可能なバージョンで作成したもの。）

（2）Microsoft Excel（Microsoft 365 により読み込み可能なバージョンで作成したもの。）

（3）PDF ファイル（Adobe Acrobat Reader により読み込み可能なバージョンで作成したもの。）

（4）画像ファイル（JPEG 形式又は GIF 形式に限る。）

（5）その他入札執行者が特に認めたファイル形式

8-2 ファイル圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。

8-3 8-1 または 8-2 によらず提出された添付資料は提出がないものとみなす。

8-4 入札参加者は、添付資料の容量が 3 メガバイトを超える場合は、その旨を入札執行者に申告し、入札執行者の指示に従うものとする。

8-5 前項の場合において、入札参加者は、添付資料に代え入札書に添付できない理由を記載したファイルを入札書に添付するものとする。

8-6 入札参加者から電子入札システムにより提出された添付資料へのコンピューターウイルス感染（以下「ウイルス感染」という。）が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

（入札の辞退）

9-1 入札参加者が入札を希望しない場合には、電子入札システムによる入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

9-2 入札の辞退は、原則として、提出期間内に辞退届を電子入札システムにより提出するものとする。ただし、やむを得ない事由により、辞退届を電子入札システムにより提出できない場合は、電話、ファクシミリ等により辞退する旨、入札執行者に連絡を行った上、速やかに書面を郵送又は持参にて提出しなければならない。

(入札の延期又は取り止め等)

- 1 0 入札執行者は、天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることができる。

(開札)

- 1 1—1 開札は、入札公告等に示す日時に行うものとする。
- 1 1—2 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- 1 1—3 入札執行回数は、1 回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、開札を終了するものとする。
- 1 1—4 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合等くじを行う必要が生じた場合は、直ちに、電子入札システムにおけるくじ機能を用い、電子くじを実施するものとする。

(入札参加者のＩＣカードの取扱い)

- 1 2—1 電子入札を利用することができるＩＣカードは、和歌山県と契約を締結する権限を有する者のＩＣカードに限る。
- 1 2—2 特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）における入札可能なＩＣカードは、特定ＪＶ又は経常ＪＶ（以下「ＪＶ」と総称する。）の代表者のＩＣカードとする。
- 1 2—3 ＪＶの入札に当たっては、入札担当者連絡票及び入札書にＪＶの名称を明記するものとする。
- 1 2—4 入札参加者が次の各号のいずれかに該当するＩＣカードの使用を行った場合は失格とする。
- (1) 1 2—1 または 1 2—2 以外のＩＣカードを使用して入札をした場合
 - (2) 他人のＩＣカードを不正に使用して入札に参加した場合
 - (3) 和歌山県と契約を締結する権限を有する者が変更となっているにもかかわらず、変更前の契約締結権限保有者のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
 - (4) 同一案件に対し、同一の者が複数のＩＣカードを使用して入札に参加した場合
 - (5) その他不正の目的を持ってＩＣカードを使用して入札に参加した場合

(書面による入札承諾の基準)

- 1 3 入札執行者は、入札参加者から、紙入札方式参加承諾願（別記第1号様式）が提出されたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする。
- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約の案件において、入札参加者が紙入札を希望す

るとき。

- (2) 代表者の変更等やむを得ないと認められる事由により、ＩＣカードに格納されている電子証明書記載事項の変更の必要が生じ、かつＩＣカードの再取得が電子入札に係る各手続きの期限等に間に合わないとき。
- (3) 前２号に規定するもののほか、次の各号により、明らかに入札参加者の責めに帰すべき事由がなく、電子入札システムを用いて入札書を提出できないとき。

ア 天災

イ 広域的又は地域的な停電

ウ インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害

エ ＩＣカード認証局に起因する障害

オ ＩＣカードが破損等で使用不可となった場合（ただし、入札参加者の責めにより使用不可となった場合を除く。）

（紙入札者の電子入札における取扱い）

- 14-1 前項の規定により入札執行者が紙入札での参加を承諾した入札参加者（以下「紙入札者」という。）は、電子入札に係る作業を行わないものとする。ただし、すでに実施済みの電子入札システムによる電磁的記録の発受信は有効なものとして取り扱い、別途手続を要しないものとする。
- 14-2 紙入札者は、入札書、内訳書（以下これらを「入札書等」という。）を封筒に入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名）、建設業許可番号（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載のうえ、提出期間内に入札執行者の指定する場所に持参により提出しなければならない。
- 14-3 紙入札者から提出のあった入札書等は、厳重に保管するものとし、開札予定日時まで封筒を開封してはならない。
- 14-4 入札執行者が紙入札者に代わって、紙入札者から提出された入札書に記載された入札金額を電子入札システムに入力することとする。
- 14-5 紙入札においては、入札執行者が当該紙入札書の内容を電子入札システムに記録した時刻をもって、電子くじに用いる入札書の提出時刻とする。